

# 一般社団法人日本観光研究学会 委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本観光研究学会(以下、「本学会」という。)定款に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 各種委員会(以下、これらの委員会を総称して「委員会」といい、個別の委員会は「各委員会」という)は、それぞれ下記各号に規定する事項を任務とする。

### (1)総務委員会

- ① 本学会の事務的業務および会計管理
- ② 理事会・総会などの業務
- ③ 会員の入退会・除名の手続き
- ④ アドバイザー、名誉会員の推薦
- ⑤ 業務委託組織との連絡・調整
- ⑥ その他、本学会運営に関する業務

### (2) 学術委員会

- ① 本学会としての研究方針の検討
- ② 投稿論文査読、掲載論文の決定
- ③ 投稿論文の査読者の決定
- ④ その他、本学会の学術・研究に関する業務

### (3) 学会賞等審査委員会

- ① 学会賞(論文奨励賞、観光著作賞)の選考
- ② 優秀論文賞の選考
- ③ 研究分科会の審査

### (4) 編集委員会

- ① 学会誌「観光研究」の企画・編集
- ② 学術書の企画と出版
- ③ その他、「観光研究」に関する業務

### (5) 広報・IT 委員会

- ① 会務報告の編集・発行
- ② メールニュース配信
- ③ 学会ホームページ、ML の管理
- ④ 総会および全国大会メディアリリースの確認

- ⑤ 学会案内の発行
- ⑥ その他、本学会の広報に関する業務

(6) 集会委員会

- ① 学術大会の企画・運営
- ② 研究懇話会の企画・運営
- ③ 支部活動の支援
- ④ その他、本学会の集会に関する業務

(7) 国際委員会

- ① 海外の観光関係学会・団体との連携
- ② 国際大会の企画・開催
- ③ その他、本学会の国際化に関する業務

(8) 倫理委員会

- ① 倫理綱領の作成
- ② 会員の権利保持に拘わる業務
- ③ 利益相反に拘わる業務
- ④ その他、本学会の権利・倫理に関する業務

(9) 大会学術委員会

- ① 全国大会における投稿論文に関する業務
- ② 全国大会研究発表会に関する業務
- ③ その他、全国大会における学術・研究に関する業務

(10) 交流促進委員会

- ① 若手及び入会歴・活動歴が浅い会員同士ならびに他の会員との交流の促進
- ② 会員同士の交流を支援するネットワークの構築
- ③ その他、会員の交流に関する業務

(11) 企画委員会

- ① 本学会の中・長期目標・計画の立案
- ② 本学会の新規事業の企画立案および推進
- ③ 本学会の将来や新たな発展に関する業務
- ④ その他、会長の特命業務

(委員)

第3条 委員は、理事、正会員から選出し、会長が委嘱する。

2 各委員会の委員は、15名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員は原則として無報酬とする。
- 5 委員の氏名は、原則として公開する。

#### (委員長)

第4条 各委員会には委員長1名を置くこととし、理事より選任する。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第5条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 各委員会の議事のうち、各委員会の議案をとりまとめるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### (議案の取扱い)

第6条 前条第2項により、各委員会の議決案が会長に提出されたときは、理事会の承認を得た上で、決定する。

#### (議事録)

第7条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

#### (事務局)

第8条 各種委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は委員長が指名し、理事会で選出する幹事とともに、事務的業務、議題資料の作成、議事録の作成などを執り行う。

#### (その他、理事会が必要と認めた委員会)

第9条 第2条に規定する各種委員会とは別に新たに委員会を設置する場合、理事会の承認を得るものとする。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 23 年 5 月 28 日から施行する。

2011年 5月28日 施行

2014年 7月30日 改定

2018年 4月21日 改定

2020年 12月 5日 改定

2022年 5月14日 改定（一般社団法人化に伴う）